Ｈ－２０８

高圧ガス輸入検査の手引き

～2024 年 10 月改定版～

一般社団法人　千葉県高圧ガス保安協会

〒260-0024　千葉県千葉市中央区中央港１丁目 13 番１号

電話　０４３－２０４－６００７

FAX　０４３－２４６－９５５７

ホームページ　www.c-khk.or.jp

目　　次

1　はじめに…… 1

2　高圧ガス輸入にあたっての考え方…… 1

3　高圧ガス輸入に関する確認事項について…… 3
⑴　輸入するガスは、高圧ガスに該当するか…… 3
⑵　法の適用除外及び輸入検査不要となるもの…… 3
⑶　輸入目的（使用目的）は何か…… 7
⑷　輸入高圧ガスは、どのような物性、性状か…… 7
⑸　輸入高圧ガスは、どのような容器（容器の製造国、規格等）で輸入されるのか。また、使用後の容器は日本国内で再充塡するのか…… 7
⑹　輸入検査までの保管場所は…… 7
⑺　陸揚げから移動までの管理…… 7

4　輸入検査申請手続き及び検査要領等について…… 9
(1)　輸入検査の申請手続き上の留意事項…… 10
⑵　輸入検査要領について…… 11
⑶　輸入検査時の注意事項…… 11

5　輸入検査申請書等の作成要領について…… 12
⑴　輸入検査申請書の作成…… 12
⑵　輸入高圧ガス明細書の記載要領…… 13
⑶　添付書類の記載要領…… 14
⑷　指定輸入検査機関輸入検査受検届…… 15

6　その他の高圧ガス保安法の規制について…… 15
⑴　貯蔵…… 15
⑵　移動…… 15

7　その他
⑴　輸入高圧ガスの置き場について…… 16
⑵　特殊高圧ガスの輸入について…… 17
⑶　高圧ガス保安法等高圧ガスに関る情報の収集について…… 18

8　参考…… 19
法令等…… 19
単位の換算等…… 35

付則・・ 36

添付資料

（１）高圧ガス検査対象Ｑ＆Ａチャート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

「記載要領、記入例」

（２）輸入検査申請書、輸入高圧ガス明細書の記載要領、記入例
①「一般高圧ガス保安規則　第 45 条　様式第 27」の場合・・・・・・・・・・・・・・38
②「一般高圧ガス保安規則　第 45 条　様式第 27 の 2」の場合・・・・・・・・・40

「各規則様式」

（３）輸入検査申請書様式
①「一般高圧ガス保安規則」　第 45 条　様式第 27・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
②「液化石油ガス保安規則」　第 45 条　様式第 26・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
③「冷凍保安規則」　第 31 条　様式第 18・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44

（４）輸入高圧ガス明細書様式
①「一般高圧ガス保安規則」　第 45 条　様式第 27 の 2・・・・・・・・・・・・・・・45
②「液化石油ガス保安規則」　第 45 条　様式第 26 の 2・・・・・・・・・・・・・・・46
③「冷凍保安規則」　第 31 条　様式第 18 の 2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47

（５）指定輸入検査機関輸入検査受検届書様式
①「一般高圧ガス保安規則」　第 45 条の 2　様式第 28 の 3・・・・・・・・・・・48
②「液化石油ガス保安規則」　第 45 条の 2　様式第 27 の 3・・・・・・・・・・・49
③「冷凍保安規則」　第 31 条の 3　様式第 19 の 3・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50

（６）輸入検査合格証様式(一般、液石、冷凍)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
（７）会社住所変更届　参考様式（例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52

上記様式は、本協会のＨＰコンテンツメニュー「高圧ガス輸入検査」より
Word 版または Excel 版をご利用いただけます。（ https://www.c-khk.or.jp/ ）

※　改定部分は、赤字で示す

１　はじめに

この手引きは、事業者等の皆様が「高圧ガス輸入検査」を受けるにあたり、検査申請及び検査実施に関して、十分ご理解をいただき、輸入検査を円滑に行うことを目的に作成したものであります。

高圧ガス保安法第２２条第１項の規定により、高圧ガスを輸入した者は、高圧ガスが陸揚げされた後、都道府県知事又は当該陸揚地が指定都市(千葉市)の区域内にある場合は、当該陸揚地を管轄する指定都市の長の輸入検査を受け、当該高圧ガスの性状及びその容器が輸入検査技術基準に適合していると認められた後でなければ、これを移動してはならないと定められております。

ただし、輸入をした高圧ガス及びその容器につき、高圧ガス保安協会又は指定輸入検査機関が行う輸入検査を受け、これらが輸入検査技術基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出た場合は、移動することが可能となっております。

一般社団法人　千葉県高圧ガス保安協会（以下「当協会」という）では、平成１９年２月２８日に、指定輸入検査機関として千葉県知事の指定を受け、次の高圧ガスの輸入検査業務を行っております。

①　一般高圧ガス保安規則第４５条の２に定める輸入検査
②　液化石油ガス保安規則第４５条の２に定める輸入検査
③　冷凍保安規則第３１条の２に定める輸入検査

つきましては、輸入する高圧ガスを千葉県内で陸揚げされる方（法人又は個人）は、当協会あてに輸入検査申請書を提出していただければ、当協会が輸入検査を実施し、輸入検査技術基準に適合している場合は、輸入検査合格証を発行いたします。

２　高圧ガスの輸入にあたっての考え方

高圧ガスの輸入にあたっての考え方をご説明いたします。

なお、当協会では千葉県内に陸揚げする場合のみ取り扱います。千葉県以外に陸揚げされる場合は、その陸揚地を管轄する都道府県又は指定都市の長に問い合わせください。

高圧ガスの輸入は、「高圧ガス保安法」（以下「法」という。）に基づいて行わなければなりません。

この法は、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、輸入、移動、消費、容器、廃棄その他の取り扱いの規制をするとともに、高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進することにより、公共の安全を確保することを目的としています。

高圧ガスを輸入するにあたっては、法第２２条に基づく輸入検査を受けるための申請手続きが必要になりますが、検査を円滑に行うには、輸入先から必要なデータを確実に入手することが、重要なポイントになります。

輸入検査技術基準では、『輸入高圧ガスの「内容物確認試験」および「容器に関する安全度試験」に合格すること』と定められており輸入検査の合否判断として製造細目告示第 12 条の 16 の基準に適合することを確認します。その方法として内容物である高圧ガスは、そ

の圧力、成分等を分析、記録等により検査、また容器については容器検査の方法、記録等により検査します。

したがって、高圧ガスを輸入しようとする者（以下「高圧ガス輸入者」という。）は、あらかじめ、輸入高圧ガス及びその容器について、発注段階で輸入検査技術基準に適合するように、それらのデータについて輸入先と十分に調整しておくことが重要です。

輸入検査は、輸入先からの受入データと輸入品との照合を主体に行いますので、確認しやすいように準備をしておいてください。

輸入品目の中で保安管理面から見て、一般に危険性の高い高圧ガスは、輸入検査及び通関を速やかに終了し、できるだけ早く専門の保安管理者のいる事業所に搬入することが望ましく、保税場所での保管を必要最小限にとどめ、可能な限り速やかに移動できるよう手配、段取りすることを心がけてください。

※　高圧ガスの輸入にあたっての問い合わせ先

◎輸入検査手続に関して

一般社団法人　千葉県高圧ガス保安協会

〒260-0024　千葉県千葉市中央区中央港１丁目 13 番１号（千葉県ガス石油会館４F）

電　話　043-204-6007　　ＦＡＸ　043-246-9557

メールアドレス：　yunyukensa@c-khk.or.jp

※　尚、上記アドレスにて問い合わせ等を行う場合は、予め電話で当協会に連絡の上、送信するようお願いします。

※　当協会へのメールによる書類の事前チェック依頼は、「輸入検査の手引き」を十分確認の上、予め不明点を明確にした上でメールするようお願いします。

◎高圧ガス保安法等に関して

千葉県防災危機管理部　産業保安課

〒260-8667　千葉県千葉市中央区市場町１番１号

電　話　043-223-2729　　ＦＡＸ　043-227-3548

◎エアゾールの輸入に関して

一般社団法人　日本エアゾール協会

〒101－0044　東京都千代田区鍛冶町１－10－４　（丸石ビル・２階）

電　話　03-5207-9850

◎ライターの輸入に関して

一般社団法人　日本喫煙具協会

〒111－0056　東京都台東区寿３－19－５

電　話　03-3845-6121

◎関係団体

高圧ガス保安協会　機器検査事業部　検査課

〒105－8447　東京都港区虎ノ門４－３－13　（ヒューリック神谷町ビル）

電　話　03-3436-6104

３　高圧ガス輸入に関する確認事項について

高圧ガスの輸入者が、輸入検査に関して、事前に確認し、準備しておかなければならない事項は次のとおりです。添付資料（１）「検査対象Ｑ＆Ａチャート」を参照ください。

⑴　輸入するガスは、高圧ガスに該当するか

高圧ガスとは、法第２条（定義）で次のように定められており、この定義に該当していれば、高圧ガスになります。

（ 定義 ）
法第二条　この法律で「高圧ガス」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
一　常用の温度において圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）が１メガパスカル以上となる圧縮ガスであって現にその圧力が１メガパスカル以上であるもの又は温度３５度において圧力が１メガパスカル以上となる圧縮ガス（圧縮アセチレンガスを除く。）
二　常用の温度において圧力が０．２メガパスカル以上となる圧縮アセチレンガスであって現にその圧力が０．２メガパスカル以上であるもの又は温度１５度において圧力が０．２メガパスカル以上となる圧縮アセチレンガス
三　常用の温度において圧力が０．２メガパスカル以上となる液化ガスであって現にその圧力が０．２メガパスカル以上であるもの又は圧力が０．２メガパスカル以上となる場合の温度が３５度以下である液化ガス
四　前号に掲げるものを除くほか、温度３５度において圧力零パスカルを超える液化ガスのうち、液化シアン化水素、液化ブロムメチル又はその他の液化ガスであって、政令で定めるもの
（政令で定める液化ガス）
令第１条
① 液化シアン化水素
② 液化ブロムメチル
③液化酸化エチレン

⑵　法の適用除外及び輸入検査不要となるもの

①　法の適用除外となる高圧ガス

（適用除外）
第三条　この法律の規定は、次の各号に掲げる高圧ガスについては、適用しない。
一　高圧ボイラー及びその導管内における高圧蒸気
二　鉄道車両のエヤコンディショナー内における高圧ガス
三　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定の適用を受ける船舶内並びに陸上自衛隊の使用する船舶(水陸両用車両を含む。)及び海上自衛隊の使用する船舶内における高圧ガス
四　鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項の鉱山に所在する当該鉱山における鉱業を行うための設備（政令で定めるものに限る。）内における高圧ガス
五　道路運送車両法に規定する自動車の装置内における高圧ガス(抜粋)
六　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項の航空機内における高圧ガス
七　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二条第四項の原子炉及びその附属施設内における高圧ガス
八　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十六号の電気工作物（政令で定めるものに限る。）内における高圧ガス
九　その他災害の発生のおそれがない高圧ガスであつて、政令で定めるもの
２　第四十条から第五十六条の二の二まで及び第六十条から第六十三条までの規定は、内容積一デシリツトル以下の容器及び密閉しないで用いられる容器については、適用しない。

「法三条第１項第九号」の政令（高圧ガス保安法施行令）で定めるものは下記のとおり。

政令第二条第５項（適用除外）

一　圧縮装置（空気分離装置に用いられているものを除く。次号において同じ。）内における圧縮空気であって、温度三十五度において圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）五メガパスカル以下のもの

二　経済産業大臣が定める方法により設置されている圧縮装置内における圧縮ガス（第四号に規定する第一種ガス（空気を除く。）を圧縮したものに限る。）であって、温度三十五度において圧力五メガパスカル以下のもの

三　冷凍能力（法第五条第三項 の経済産業省令で定める基準に従って算定した一の冷凍能力をいう。以下同じ。）が三トン未満の冷凍設備内における高圧ガス

四　冷凍能力が三トン以上五トン未満の冷凍設備内における高圧ガスであるヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。）又は空気（以下「第一種ガス」という。）

五　液化ブロムメチルの製造のための設備外における当該ガス

六　オートクレーブ内における高圧ガス（水素、アセチレン及び塩化ビニルを除く。）

七　フルオロカーボン回収装置（回収したフルオロカーボンの浄化機能又は充填機能を有するものを含む。）内におけるフルオロカーボンであって、温度三十五度において圧力五メガパスカル以下のもののうち、経済産業大臣が定めるもの

➡　経済産業大臣が定めるもの（政令関係告示第二条参照）

八　内容積一リットル以下の容器内における液化ガスであって、温度三十五度において圧力〇・八メガパスカル（当該液化ガスがフルオロカーボン（第四号の経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。）である場合にあっては二・一メガパスカル）以下のもののうち、経済産業大臣が定めるもの。

➡　経済産業大臣が定めるもの（政令関係告示第四条第１項要旨）

一　内容積30cm³以下の容器（充填ガスの化学作用によって変化しないものに限る）に充填された液化ガス（毒性ガスを含むものを除く）

二　基準に適合する容器に充填した液化フルオロオレフィン1234ｙｆ、液化フルオロカーボン12、液化フルオロカーボン22、液化フルオロカーボン134ａ、液化フルオロカーボン404Ａ、液化フルオロカーボン407Ｃ、液化フルオロカーボン507Ａ

イ．材料に鋼または軽金属を使用したものであること。

ロ．充填されたガス質量100ｇにつき次の容量以上のものであること。ハ～ル（略）

液化フルオロカーボン類	内容積（ｃｍ³）
液化フルオロオレフィン　１２３４ｙｆ	１１２
液化フルオロカーボン　１２	９２
液化フルオロカーボン　２２	１０３
液化フルオロカーボン　１３４ａ	１０１
液化フルオロカーボン　４０４Ａ	１２４

液化フルオロカーボン　４０７Ｃ	１１０
液化フルオロカーボン　５０７Ａ	１２４

三　温度35度において圧力0.8MPa以下のもののうち毒性ガスを含まない液化ガス又は殺虫剤に用いる質量250g以下の液化ガスであって基準に適合する状態にあるもの。　　イ～ル略

九　第一項に規定する設備内における高圧ガスであって、当該設備内のガスの容積（温度零度、圧力零パスカルの状態に換算した容積をいう。）が 0.15m^{3}以下のもののうち、経済産業大臣が定めるもの（第一号から第四号まで及び第六号から前号までに掲げるものを除く。）

➡　経済産業大臣が定めるもの（**政令関係告示第四条の二要旨**）

一　分析機器内の高圧ガス（内容積100ml以下で使用時設計圧力を超えない構造）

二　エアバッグガス発生器（内容積100mlを超えるものに限る）内の高圧ガス（毒性ガス以外のもの、作動時に設計圧力を超えない構造、法44条第4項の輸入容器に適合したもののいずれにも該当するもの）

➡　通達　20201218/保局第1号　R2.12.25（高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取り扱いについて）　エアバッグとは、自動車用、着衣型エアバッグ、救命胴衣、電動車いす等に装着して使用するエアバッグ等をいう。

三　エアバッグガス発生器（内容積100ml以下のものに限る）内の高圧ガスで毒性ガス以外のものが封入してあること

四　空気銃、準空気銃内の高圧ガス（内容積500ml以下で充塡ガスが不活性ガス又は空気であること）

五　消火活動用放水銃内の高圧ガス（内容積500ml以下で充塡ガスが不活性ガス又は空気であること）

六　空気銃、準空気銃又は消火活動用放水銃へ高圧ガスを充塡する設備内の高圧ガス（内容積500ml以下で充塡ガスが不活性ガス又は空気であること）

七　冷凍設備へ高圧ガスを充塡するための設備内における高圧ガス（充塡するガスが二酸化炭素又はフルオロカーボン（不活性ガスに限る）であること）

② 輸入検査不要となる高圧ガス

輸入検査不要なものでも別途税関への手続き等が必要となる場合がありますので確認してください。

（輸入検査）

法第二十二条　高圧ガスの輸入をした者は、輸入した高圧ガス及びその容器につき、都道府県知事が行う輸入検査を受け、これらが経済産業省令で定める技術上の基準（以下この条において「輸入検査技術基準」という。）に適合していると認められた後でなければ、これを移動してはならない。**ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。**

一　輸入をした高圧ガス及びその容器につき、経済産業省令で定めるところにより協会又は経済産業大臣が指定する者（以下「指定輸入検査機関」という。）が行う輸入検査を受け、これらが輸入検査技術基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合

二　船舶から導管により陸揚げして高圧ガスの輸入をする場合

三　経済産業省令で定める緩衝装置内における高圧ガスの輸入をする場合

四　前二号に掲げるもののほか、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業省令で定める場合

ア.　「法二十二条第１項第三号」の経済産業省令で定めるものは下記の通り。

（検査を要しない輸入高圧ガス）

一般則四十六条第１項

法第二十二条第１項第三号 の経済産業省令で定める緩衝装置は、不活性ガス又は空気を封入したものであつて、その作動時における内部のガスの圧力が設計圧力（当該装置を使用することができる最高の圧力として設計された圧力をいう。）を超えない構造であり、かつ、再充塡できない構造であるものとする。

➡ 通達　20161025 商局第６号　H28.11.1　緩衝装置（椅子用リフター、自動車用ショックアブソーバ、エア・サスペンション、ドアクローザー等）内の高圧ガス。

イ.「法二十二条第１項第四号」の経済産業省令で定めるものは下記の通り。

（検査を要しない輸入高圧ガス）

一般則四十六条第２項

一　次に掲げる基準に適合する自動車用エアバッグガス発生器内における高圧ガスを輸入をする場合

イ　毒性ガス以外のガスであつて経済産業大臣が定めるものが封入してあること。

➡ 製造細目告示　第 12 条の 16　一のイ参照

ロ　作動時におけるガスの圧力が設計圧力を超えない構造であること。

ハ　再充塡できない構造であること。

ニ　法第四十四条第四項 の容器検査における容器の規格と同等以上の自動車用エアバッグガス発生器の規格に適合するものであること。

➡ 通達　20161025商局第６号　H28.11.1　封入ガス量が0.15m^{3}を超える自動車用エアバック発生器内の高圧ガス

二　自動車と一体として設計され、かつ、自動車又は自動車用部品に組み込まれている消火器内における不活性ガスを輸入する場合

➡ 通達　20161025 商局第６号　H28.11.1　自動車に設置される当該消火器の交換品として自動車又は部品組み込み品含む

三　高圧ガスを燃料として使用する車両に固定された容器（当該車両の燃料の用に供する高圧ガスを充塡するためのものに限る。）内における高圧ガスを輸入する場合

四　国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器内における高圧ｶﾞｽを輸入する場合

五　航空法 （昭和二十七年法律第二百三十一号）第十条 の規定に適合する容器内における高圧ガスを輸入する場合

ウ. 商品見本、試験品、又は個人用貨物等　（通達　20201218 保局第１号　R2.12.25）

本文 P24 2.（１）①～⑤に掲げるもの（商品見本、当該商品の性能試験を行うための試験品等の販売の用に供さないもの又は個人用貨物（自動車の個人輸入の場合及びこれに準ずる場合を含む。以下販売の用に供しないもの又は個人用貨物という）を除く。）にあっては、輸入者が自ら一般則第４６条第１項又は第２項第１号、第２号、第４号若しくは第５号の規定（以下「輸入検査適用除外要件」という。）に合致していることを確認したものであること。また、販売の用に供しないもの又は個人用貨物については、税関への書類の提出は不要として差し支えない。（注：上記通達以外の

商品見本等の物品は輸入検査が必要）

⑶　輸入目的（使用目的）は何か

輸入目的によって、高圧ガスの輸入を制限されることはありませんが、国内の用途に応じて他の法規制がかかる場合がありますので、それらの点も確認して準備しておく必要があります。

なお、輸入した高圧ガスを販売する場合、販売所ごとに法第二十条の四に規定する販売事業の届出が必要となります。

⑷　輸入高圧ガスは、どのような物性、性状か

輸入ガスの性質（可燃性ガス、毒性ガス、圧縮ガス、液化ガス、温度と圧力等）によっては、貯蔵及び移動する際の保安上必要な処置が異なる場合がありますので、事前の確認が必要です。

⑸　輸入高圧ガスは、どのような容器（容器の製造国、規格等）で輸入されるのか
また、使用後の容器は日本国内で再充塡するのか

輸入高圧ガスを充塡する容器は、アメリカ合衆国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、オーストラリア連邦、日本国の６カ国における高圧ガス容器の規格（EU 指令に基づきドイツ連邦共和国、フランス共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が採用する高圧ガス容器の EN 規格又は ISO 規格を含む）に適合するものであることを確認してください。これらの国以外の規格で製造された容器の場合は、法第四十四条第四項の容器検査の基準に適合することが確認できなければなりません。すなわち、輸入後に容器検査を受ける場合、抜き取り容器の破壊検査等が必要であり、期間と費用が伴いますので、前述の６カ国の規格に適合する容器で輸入される方が合理的と考えられます。輸入した高圧ガスを消費した後は、その容器が日本国の高圧ガス容器の規格に適合する容器であって、法第四十四条第四項の容器検査を受けた容器である場合を除き、日本国内での再充塡はできませんのでこの点にもご注意ください。

⑹　輸入検査までの保管場所は

輸入検査は、陸揚地を管轄する都道府県別に行っておりますので、陸揚地が千葉県内である場合のみ、当協会に申請してください。高圧ガスの安全管理面から、輸入高圧ガスを保税場所で長期間管理することは好ましくなく、陸揚げ後できるだけ早く輸入検査をすませて、荷受先へ移動することが望まれます。したがって、輸入高圧ガスは、計画段階から、陸揚げ後の保税場所での保管期間を最小限にとどめるように、手配をお願いします。『成田地区』の貯蔵又は保管場所は、<u>表１</u>をご参照下さい。

⑺　陸揚げから移動までの管理

輸入者は、輸入高圧ガス（特に、可燃性ガス、毒性ガス）にガス漏れのないよう、輸出先に、出荷時のガス漏れ点検について周知徹底を図っておいてください。

万一、陸揚げ後にガス漏れ等の異常が発見された場合には、直ちに応援を求めることができるように、緊急連絡先事業所を確認しておいてください。

更に、極めて毒性の高い特殊高圧ガスについては、高圧ガス輸入者は、専門の担当者を派遣して、あらかじめガス漏れ点検を実施したうえで輸入検査に立ち会うよう手配し

てください。

表１　『成田地区』貯蔵又は保管場所（住所）

1．貨物ターミナル地区		略　称	(参)保税地域ｺｰﾄﾞ
(1)	日航貨物ビル　（成田市駒井野字天並野 2139-1） ❶日本航空㈱成田ｶｰｺﾞﾀｰﾐﾅﾙﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ保税蔵置場	[JAL]	1MW53
(2)	第３貨物ビル　（成田市駒井野字台ノ田 2071） ❷ﾌｪﾃﾞﾗﾙ　ｴｸｽﾌﾟﾚｽ　ｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ保税蔵置場	[Fedex]	1MW22
(3)	第４貨物ビル　（成田市駒井野字台ノ田 2071） ❸ユナイテッド航空㈱　保税蔵置場（1F）	[UNT]	1MW28
(4)	第６貨物ビル　（成田市駒井野字天並野 2116） ❹国際空港上屋㈱成田保税蔵置場	[IACT-D]	1MW40
(5)	第８貨物ビル　（成田市駒井野字広田936） ❺国際空港上屋㈱成田保税蔵置場	[IACT-C]	
(6)	輸入共同上屋ビル　（成田市駒井野字天並野 2121） ❻国際空港上屋㈱成田保税蔵置場	[IACT-A]	
2．南部貨物地区		略　称	(参)保税地域ｺｰﾄﾞ
(1)	南部第1貨物ビル　（成田市東三里塚字中之台 119-1） ❼スイスポート保税上屋	[SPJ]または [ｽｲｽﾎﾟｰﾄｼﾞｬﾊﾟﾝ]	16W28
(2)	南部第3貨物ビル　（成田市東三里塚字岩之台 212-2） ❽日本貨物空港上屋	[NCA　3]	1MW65
(3)	南部第4貨物ビル　（山武郡芝山町大里字大門 23-4） ❾日本貨物空港上屋	[NCA　4]	

4　輸入検査申請手続き及び検査要領等について

輸入検査の手順及び実施事項の流れを次表に示します。

輸入検査の手順	実　施　事　項
高圧ガスの陸揚げ ↓ 輸入検査申請（2 部） ※１部はその場で受理印を押印して返却します。 ※申請書、添付書類に不備がありますと、受理できないことが、ありますのでご注意願います。 ↓ 輸　入　検　査 ※輸入申請者の立会い及び容器等の刻印、本数を確認できるように準備願います。 ↓ 輸入検査合格証の発行・手交 ↓ 通　　関 ↓ 「輸入検査受検届書」提出 ↓ 移　　動	**(1)　陸揚げされたことの確認** 県内に陸揚げされ、法に定めによる高圧ガス貯蔵の基準により「高圧ガス貯蔵所」または「保管場所」に保管されていることと、容器の保管状況を確認してください。 **(2)申請書等の提出** 次の書類を、２部提出してください。尚、来協の際は検査予約システムにて時間の予約をして下さい。 ①　輸入検査申請書　（別添様式） ②　輸入高圧ガス明細書　（別添様式） ③　充塡証明書（写し可） ④　分析証明書（写し可） ⑤　容器証明書、容器の成績書又は刻印の拓本（14 頁参照）（100ml 以下の容器は不要。但し内容積の証明書が必要） ⑥　船荷証券（B/L）、Air Way Bill(AWB)（写し可） ⑦　ｲﾝﾎﾞｲｽ（荷送り状）又はパッキングリスト（写し可） ⑧　内容点検確認書 ⑨　指定輸入検査機関輸入検査受検届書（別添様式）（１部でよい） ⑩　検査手数料（請求書での納付とする。） **(3)　輸入検査の実施** 検査日は、原則として申請書受理日の翌日以降の指定日（平日）といたします。 次の事項を輸入申請者の立合いのもとで確認します。 ①　申請書類等の記載内容と相違ないこと ②　容器に漏れ、破損等異常のないこと ③　容器等の刻印、本数の確認 **(4)　輸入検査合格証の交付** 検査に合格した場合は、原則として検査当日又は翌日以降「輸入検査合格証」を発行・手交します。 輸入検査合格証様式は、P.51 を参照。 **(5)　通関手続き** 関税法第 70 条第 1 項の税関への証明は、「輸入検査合格証」を提示することにより行われます。 **(6)　指定輸入検査機関輸入検査受検届書の提出** 原則として、当日のうちに当協会が千葉県知事又は指定都市の長に提出します。 **(7)　移動**　　指定輸入検査機関輸入検査受検届書を千葉県知事又は指定都市の長に提出することで移動/が可能になります。

⑴　輸入検査の申請手続き上の留意事項

千葉県内に陸揚げされたことを確認し、検査を受けようとする日の前日午前中までに申請をお願いします。（検査実施予定日は、当協会のＨＰを確認して下さい。申請の為来協される場合は、当協会 HP の検査予約システムにより時間の予約をお願いします。

① 輸入検査申請書等は、添付資料（３）～（５）の様式を使用してください。申請者は代表権のある者（代表取締役等）です。また、申請者の住所の変更があった場合は、変更届を提出して下さい。（参考様式は、P52 を参照下さい。）

② 高圧ガスを輸入するときは、その都度申請してください。同一適用規則内(一般則、液石則、冷凍則それぞれ単独)で複数の種類(可能ならば 20 種類以内)の高圧ガスを同一船舶又は航空機に積載して輸入する場合は、１件の申請として提出することができます。（B／L、AWB が１本の場合に限る） ただし、1B/L または 1AWB 内に適用規則の異なる高圧ガス種が混載されている場合は、それぞれの適用規則ごとに申請して下さい。

③ 申請書には添付書類として、次の書類を添付して、正副２部提出してください。（副はコピーで可）

㋐ 輸入高圧ガス明細書　㋑ 充塡証明書（写し可）　㋒ 分析証明書（写し可）㋓ 容器証明書、容器成績書又は刻印の拓本（ただし、明細書の容器の種類の各欄に掲げる内容が確認できるものであること）（写し可）（100ｍｌ以下の容器は不要。但し、内容積の証明書が必要）㋔ B／L（船荷証券）、AWB（写し可）㋕ インボイス（荷送り状）又はパッキングリスト（写し可）㋖ 内容点検確認書　㋗ その他、当協会が必要と判断した書類等これらの添付書類の詳細については、「５　輸入検査申請書等の作成要領について」を参照してください。

④ 申請書の受理

「輸入検査申請書」、「輸入高圧ガス明細書」の記載内容が添付書類等と相違なく、輸入高圧ガスに関する内容物確認試験等の基準、容器に関する安全度試験に適合し、かつ「指定輸入検査機関輸入検査受検届書」、「内容点検確認書」が添付されていることを確認の上、申請書を受理いたします。また、申請書に受理印を押印し副の申請書（副本）をお返しします。

⑤ 輸入検査手数料の納入

１B／L、1AWB 当たり輸入された合計の高圧ガスの容積又は質量により手数料が異なります。手数料は、請求書での納付とし振込期限は、請求書発行日の翌月末迄です。月内申請が複数ある場合は、１回にまとめて振込みが可能です。

なお、申請書受理後の手数料は、原則として返還いたしません。

輸入検査手数料

高圧ガス容積又は質量	手　数　料
圧縮ガス：　１，０００㎥　以上 液化ガス：１０，０００kg　以上	２７，０００円
圧縮ガス：　３００㎥　以上　１，０００㎥　未満 液化ガス：　３，０００kg　以上　１０，０００kg　未満	２１，０００円
圧縮ガス：　３００㎥　未満 液化ガス：　３，０００kg　未満	１３，０００円

⑵　輸入検査要領について

①　検査日は、原則として、申請書受理日の翌日以降の指定日（平日）といたします。

②　陸揚地では、申請書添付書類と容器番号等刻印との照合、容器外観検査、容器本数を確認します。

③　検査実施時には、輸入検査申請書の「副本」を持参し、輸入申請者又は代行者が立合ってください。

④　検査に合格すると当協会様式「輸入検査合格証(控)」に輸入申請者又は代行者が署名後、検査当日又は翌日以降「輸入検査合格証」を手交します。「輸入検査合格証」様式は、添付資料(6)(P.51)を参照ください。

⑤　輸入申請者は、合格後「指定輸入検査機関輸入検査受検届書」を県知事又は指定都市の長に提出しなければなりませんが、当協会で輸入検査申請時にお預かりし、検査合格後、代わって速やかに提出します。

⑶　輸入検査時の注意事項

①　陸揚げ後、高圧ガスの種類・数量等が申請書と異なることが判明した場合

輸入検査では、輸入高圧ガス申請書等と相違ないことを確認いたしますので、もし、受検前に数量等に相違があることが判明した場合には、直ちに当協会にご連絡ください。

②　輸入高圧ガスの事前チェック

当該ガスが陸揚げされたら、漏れ等の異常のないことを確認した後、輸入高圧ガス数量（容器本数等）を確認してください。

もし、ガス漏れ等の異常が発見された場合、直ちにガス漏れを止める等の必要な処置を講じてください。そしてその旨を検査員に申し出てください。

なお、ガス漏れが止まらない等危険な状態の場合は、直ちに周囲に危険を知らせ、消防機関に通報し、緊急連絡先事業所に応援を求めると共に千葉県防災危機管理部産業保安課及び当協会に連絡し、指示を受けてください。

③　受検前の準備

容器の本数確認、外観検査等が正確で容易に実施できるように準備してください。

５　輸入検査申請書等の作成要領について

申請書等の作成は、下記及び添付資料（２）「記載要領、記入例」を参照下さい。

⑴　輸入検査申請書の作成　（様式第２７の場合）

記　入　欄	記　載　内　容
名　　称	法人の場合は商号又は法人名、個人の場合は個人名
事務所（本社）所在地	法人の場合は登記上の本社・本店又は主たる事務所の所在地、個人の場合は住所
高圧ガスの種類及び数量	各ガスの名称ごとに総数量（圧縮ガスの場合は 0℃、0PaG における容積に換算、液化ガスの場合は質量）とカッコ内に容器の本数を記入
陸揚地及び陸揚年月日	・陸揚地住所を記載 ・陸揚年月日は、船舶又は航空機の入港日
貯 蔵 又 は 保 管 場 所	略称（ＪＡＬ、ＡＮＡ、Ｆｅｄｅｘ等）または住所

申 請 年 月 日　　申請書を当協会に提出した日

住所

名称

代表者の職名

代 表 者 氏 名

一般社団法人　千葉県高圧ガス保安協会長　様

※「代表者氏名」は、法人の場合は、代表権のある者（代表取締役等）、個人の場合は本人の氏名を記入する。

⑵　輸入高圧ガス明細書の記載要領

輸入高圧ガス明細書は、ガスの種類ごとに作成してください。（様式第２７の２の場合）

記　入　欄	記　　載　　事　　項
製　　品　　名	
使　　用　　目　　的	半導体産業向販売、自社工場で原料として使用等具体的に
高圧ガスの圧力	・充塡圧力を MPa で換算、その時の温度（℃）を付す ・圧縮ガスについては、35℃のときの圧力
高圧ガスの成分	・有効数字小数点１桁まで（単位%） ・人為的に混入した場合には数量に係らず全て記載
高圧ガスの数量	・容器１本ごとの数量 液化ガスの場合は質量kg、圧縮ガスにあっては、0℃、0PaG における容積㎥を１本ごとに（同じ場合は○m^3×△本）記入する ・容器の本数及び総数量 総数量が申請書の「高圧ガスの種類及び数量」欄の総数量と同じであること
充　塡　事　業　所	当該高圧ガスを充塡した事業所の名称、所在地
容器の規格名	当該容器がいずれの国のいずれの法規に基づいて製造されたか（例：ＤＯＴ　）
規　　格　　番　　号	具体的に（例：３ＡＡ１８００）
容器記号・番号	当該容器の番号すべてを記入、なおコンテナ容器の場合は運用番号を記入（容器数が多い場合は、別紙使用）
耐圧試験圧力	当該容器の耐圧試験圧力を MPa で記入
最高充塡圧力	当該容器の最高充塡圧力を MPa で記入
内　　容　　積	当該容器の内容積をＬまたは ℓ（ﾘｯﾄﾙ）で記入
容　器　製　造　所	当該容器を製造した事業所の名称及び所在地
連　　絡　　先	申請者が法人の場合は部署、担当者・連絡先、個人の場合は本人の連絡先（所在地、電話番号）
代　行　手　続　者	代行者がいる場合は、代行者の連絡先（所属名称、部署、電話番号及び氏名）

⑶　添付書類の記載要領

輸入検査申請書及び輸入高圧ガス明細書の記入事項を客観的に証明するために添付書類が必要になります。申請書に下記のものを添付してください。

①　船荷証券（B／L）、AWB、インボイス（荷送り状）又はパッキングリスト（写し可）

ア　陸揚地が確認できること。

イ　輸入届出者（購入者）が確認できること。

ウ　高圧ガス名、数量が確認できること。

②　充填証明書（写し可）

ア　充填ガス名、数量、圧力、温度及び容器記号・番号（コンテナの場合はコンテナ番号）が記載されていること。

イ　充填事業所が明記され、充填した事業所の責任者の印またはサインがあること。サインは、電子署名(責任者氏名、同者 ID 番号、同者の記号的情報の内どれか一つ)を認める。

ウ　充填年月日が記載されていること。

③　分析証明書（写し可）

ア　主成分の純度が記載されていること。

イ　小数点１桁以上（単位%）の不純物は全て記載されていること。

ウ　人為的に混入されたガスについては全て記載されていること。

エ　明細書に記載してある容器に充填されたガスについて記載されていること。

オ　分析責任者の印またはサインがあること。電子署名サインは、上述②イに準ずる。サインがないと正式の証明書とはみなせませんのでご注意してください。

カ　分析年月日が記載されていること。

④　容器証明書等（写し可）

ア　公的機関又はそれに準ずる機関が発行した容器証明書等であること。ただし、一部の再充填禁止容器については、メーカー等が行う成績書をもって、これに代えることができます。

イ　容器の規格が確認できるものであること。

ウ　当該容器の容器記号・番号が全て確認できるものであること。

エ　容器の安全度試験について記載されていること。

オ　容器証明書が制度上発行されない場合等で、充填ガス名、容器内容積、最高充填圧力、耐圧試験圧力及び耐圧試験年月日等必要事項が容器自身に刻印されているものについては、当該刻印の拓本をもって容器証明書に代えることができます（日本で容器検査をした容器を輸出し、外国でガスを充填後輸入する場合は、上記の項目が記載されている容器証明書)。

カ．100ml 以下の容器については、容器証明書は必要としないが、容器製造者又は第三者機関により当該容器が 100ml 以下である事を証明する書類を添付すること。

⑤　その他の必要な書類等について

ア　液化ガスを輸入する場合であって、当該ガスが充填されている容器が低温容器及び超低温容器のときは、当該容器の常用の温度のうち最高のものにおける当該液化ガスの比重（単位 kg/ℓ ）、それ以外の容器で５００ℓ 以下の容器に充填されているときは４８℃における比重、５００ℓ を超える容器のときは、５５℃における比重が確認できる書類を提出してください。

イ　輸入されるガスの物性データ（ＳＤＳ等）を必要に応じ提出してください。

ウ　容器の規格を示す書面を提出してください。

⑥　その他の注意事項

ア　添付書類には、見出しをつけてください。

イ　添付書類のうちで「輸入検査申請書」、「輸入高圧ガス明細書」に記載した事項、数値にはマーキングをしてください。

ウ　字のつぶれ、にじみ等判読不能なものは事前に確認しておいてください。

エ　証明書、容器の規格、物性等の資料には、必要な部分に必ず日本語訳を添付してください。

オ．陸揚げ場所を「内容点検確認書」の余白にボールペン等の消すことのできない筆記用具でその場所を記載するか、または「輸入貨物情報照会情報」（ＩＡW）を申請書に添付するか、いずれかの方法で明確にして下さい。

カ．責任者の印、サイン等の必須な充填証明書、分析証明書以外の提出資料等に於いても電子署名を認める。

⑷　指定輸入検査機関輸入検査受検届書

検査完了後県知事（県産業保安課経由）又は当該陸揚地が指定都市(千葉市)の区域内にある場合は、当該陸揚地を管轄する指定都市の長へ提出する資料です。そのため申請時は「輸入検査合格証の検査番号」、「検査を受けた年月日」、および「年月日」の３項目は、未記入で提出してください。

６　その他の高圧ガス保安法の規制について

高圧ガスの輸入にあたっては、輸入検査以外にも保安上遵守すべき事項として、主に次の２点があげられます。

これらの手続き等については、千葉県が所管しておりますので、詳細は、千葉県防災危機管理部産業保安課（Ｐ２参照）にお問い合わせください。

⑴　貯蔵

高圧ガスの貯蔵については、法第十五条、第十六条、第十七条の二に定められています。

陸揚げされた高圧ガスは、輸入検査に合格するまでは、当該陸揚地から移動することはできません。また、成田空港内には許可又は届出をされている貯蔵所はありませんので、一度に大量の高圧ガスを輸入しないようお願いいたします。

⑵　移動

高圧ガスの移動については、「法第二十三条」、及び「千葉県高圧ガス輸送保安基準」に

定められています。

高圧ガスを移動するには、その容器について、保安上必要な措置を講ずること並びに車両により移動するには、その積載方法及び移動方法について、法で定める技術上の基準に従わなければなりません。

また、高圧ガスの種類により携行する保護具、資材等が異なり、注意事項を記載した書面が必要になる場合があります。

７．その他

⑴ 輸入高圧ガスの貯蔵場所について

高圧ガスを貯蔵する場合「高圧ガス保安法」により、貯蔵場所が制限されています。
輸入高圧ガスを貯蔵する場合は、必ず次の基準に適合するように貯蔵してください。

<table>
<tr><th>貯蔵量</th><th colspan="2">基　　準</th></tr>
<tr><td>液化ガス三０００kg以上
圧縮ガス三００㎥以上※</td><td colspan="2">高圧ガスの種類、容積に応じてあらかじめ県の許可を得た「第一種貯蔵所」あるいは、県に届け出た「第二種貯蔵所」においてしなければなりません。（※※）
（２ヶ所以上に分けて置く場合でも、原則として容器と容器の間が２２．５ｍ以内にある場合は合算します。）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">液化ガス三０００kg未満
圧縮ガス三００㎥未満</td><td>全てのガス</td><td>・容器は４０℃以上となる場所に置かない。
（夏、直射日光の当たるところに置かない）
・容器には、転落転倒を防止する措置をし、粗暴な取扱いをしない。
（容器が倒れないようにロープがけを行い、バルブにキャップをかぶせる。）
・液化ガス容器は立てて置く。
・容器置場の周囲２ｍ以内には、火気または引火性、発火性のものがないこと。
・車両への積み置きをしない</td></tr>
<tr><td>可燃性及び毒性ガス</td><td>・容器は通風の良いところに置く。
（一般の倉庫内には置けません）
・可燃性ガス、毒性ガス、酸素ガスは、それぞれ区分して置く。</td></tr>
</table>

※（１）貯蔵量（㎥）は、０℃、０Paに換算した量

（２）<u>圧縮ガスと液化ガスの両方がある場合は、液化ガス１０ｋｇを１㎥として換算</u>

する。

※※（第一種貯蔵所）

① ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る）又は空気（以下「第一種ガス」という。）を３，０００㎥以上貯蔵するとき

② 第一種ガス以外のガスを１，０００㎥以上貯蔵するとき

（第二種貯蔵所）

容積３００㎥以上の高圧ガスを貯蔵するとき（上記①②は除く）

(2) 特殊高圧ガス等の輸入について

特殊高圧ガス、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素及び四フッ化ケイ素（以下「特殊高圧ガス等」という。）の充填は、次の通りです。なお、最大充填量は、充填する容器の内容積１リットルあたりの特殊高圧ガスの最大質量（キログラム）で示すものです。

ガス名	最大充填量（ｋｇ/ﾘｯﾄﾙ）
特殊高圧ガス	
アルシン	０．４１６
ジシラン	０．４０１
ジボラン	０．０６９９
セレン化水素	１．３７６
ホスフィン	０．３７６
モノゲルマン	０．０８７７
モノシラン	０．２５７
三フッ化窒素	０．５０８
三フッ化ホウ素	０．５１５
四フッ化ケイ素	０．７８１

ガス名	最高充填圧力（ＭＰａ）
混合ガス	温度 35℃において 14.7MPa 以下であって、かつ、温度 102.5℃において 19.6MPa 以下

注１）この充填量は、温度 102.5℃で作動する溶栓が装着された最高充填圧力 14.7MPa の容器に充填する場合の最大充填量を示したものです。当該容器以外の容器に充填する場合には、これらの最高充填圧力を勘案のうえ、最大充填量を決定してください。

注２）混合ガスの充填に当たっては、表に規定する最高充填圧力の範囲内であって、成分が液化しないようにしてください。

⑶ 高圧ガス保安法等高圧ガスに係る情報の収集について

高圧ガス輸入検査関係をはじめ、関係する法改正の最新情報を、収集して、的確に対応するのは重要なことです。

当協会の主要な事業の一つとして「法改正の動向、保安技術情報の開示といった、会員事業所へのサービスの提供」があります。

これらのサービスをご利用していただくために、当協会の会員に加入していただくことをお奨めします。

８　参考

法令等

⑴　高圧ガス保安法（抜粋）（最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号）

（輸入検査）

第二十二条　高圧ガスの輸入をしたものは、輸入をした高圧ガス及びその容器につき、都道府県知事が行う輸入検査を受け、これらが経済産業省令で定める技術上の基準（以下この条において「輸入検査技術基準」という。）に適合していると認められた後でなければ、これを移動してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　輸入をした高圧ガス及びその容器につき、経済産業省令で定めるところにより協会または経済産業大臣が指定する者（以下「指定輸入検査機関」という）が行う輸入検査を受け、これらが輸入検査技術基準に適合しているとみとめられ、その旨を都道府県知事に届け出た場合

二　船舶から導管により陸揚げして高圧ガスの輸入をする場合

三　経済産業省令で定める緩衝装置内における高圧ガスの輸入をする場合

四　前二号に掲げるもののほか、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業省令で定める場合

２　協会又は指定輸入検査機関は、前項の輸入検査を行ったときは、遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

３　都道府県知事は、輸入された高圧ガス又はその容器が輸入検査技術基準に適合していないと認めるときは、当該高圧ガスの輸入した者に対し、その高圧ガス及びその容器の廃棄その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

４　第１項の都道府県知事、協会又は指定輸入検査機関が行う輸入検査の方法は、経済産業省令で定める。

⑵　一般高圧ガス保安規則（抜粋）（改正：平成 29 年 11 月 15 日 経済産業省令第 83 号）

（輸入検査の申請等）

第四十五条　法第二十二条第一項本文の規定により輸入検査を受けようとする者は、様式第二十七の輸入検査申請書に様式第二十七の二の輸入高圧ガス明細書を添えて、高圧ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事（当該陸揚地が指定都市の区域内にある場合であって、当該陸揚地に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあっては、当該陸揚地を管轄する指定都市の長。次条第二項及び第四項並びに第四十六条の二第一項及び第二項において同じ）に提出しなければならない。

２　前項の輸入高圧ガス明細書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　高圧ガスの圧力及び成分並びに製造をした事業所の名称及び所在地

二　容器の種類並びに製造所の氏名及び所在地

３　都道府県知事又は指定都市の長は、輸入をした高圧ガス及びその容器が第四十五の三条の基準に適合していると認めるときは、様式第二十八の輸入検査合格証を交付するものとする。

（高圧ガス保安法及び関係政省令の運用と解釈について）（内規）

(2) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について　抜粋　第４５条関係）

（改正　20170718 保局第１号　平成 29 年７月 25 日）

第 45 条関係

１．第２項の輸入高圧ガス明細の記載要領は次の例による。

記載要領

① 「使用目的」は半導体産業向け販売、自社工場で原料として使用等具体的に記入する。

② 「高圧ガスの圧力」は、充填圧力をＭＰａ単位で記入し、その時の温度（℃）を記入する。ただし、圧縮ガスについては、３５℃の時の圧力を記入する。

③ 「高圧ガスの成分」は、小数点１桁まで記入し、また、人為的に混合した場合には全て記入する。

④ 「高圧ガスの数量」は、液化ガスにあっては質量（単位ｋｇ）、圧縮ガスにあっては０℃、０Ｐａにおける容積（単位㎥）を１本ごとに（同じ場合は○㎥×△本）記入する。

⑤ 「充填事業所」は、最後に当該高圧ガスの充填を行った事業所の名称及び所在地を記入する。

⑥ 「容器規格名」は当該容器の規格を記入する。

⑦ 「容器番号」は、当該容器の番号全てを記入する。

⑧ 「内容積」は当該容器の内容積をできるだけ正確に記入する。

２．様式第２７の２に添付する「高圧ガスの圧力、高圧ガスの成分、高圧ガスの数量及び容器の種類の記載事項について、その内容を証明する書面書類」とは次のもの等をいう。

① 充填証明書

・充填ガス名、数量、圧力及び容器番号が記載されていること。

・充填事業所名が明記され、事業所の責任者の印またはサインがあること。

② 容器の成績書、容器証明書または刻印の拓本

・輸入高圧ガス明細書の容器の種類の各欄に掲げる内容が確認できるものであること。

③ Ｂ／Ｌ（船荷証券）、インボイス（荷送り状）又はパッキングリスト（梱包明細書）の写し

・輸入者が確認できるものであること。

・高圧ガス名、数量が確認できるものであること。

（輸入高圧ガスに係る技術上の基準）

第四十五条の三　法第二十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、経済産業大臣が定める高圧ガスに関する内容物確認試験及び容器に関する安全度試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者が行うものに限る）に合格することとする。

（高圧ガス保安法及び関係政省令の運用と解釈について）（内規）

(2) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について　抜粋　第４５の３条関係）

（改正　20170718 保局第 1 号　平成 29 年 7 月 25 日）

第４５条の３関係

(1)エアバッグガス発生器製造業者が事前に本基準について特別認可を受けた自動車用エアバッグガス発生器内の高圧ガスを自動車販売業者等が輸入する場合、当該特別認可の写し及び当該輸入高圧ガスの内容物と容器の仕様の概要を記載した書面を添付したものにあっては、本条に規定する高圧ガスに関する内容物確認試験及び容器に関する安全度試験に合格したものとみなす。

(2)「内容物確認試験」とは、内容物を採取しての定性分析等又は充塡所若しくは検査機関の発行した充塡証明書等により告示で定める内容物確認試験の事項について確認することをいう。

高圧ガス保安法施行令（抜粋）

（適用除外）

第二条　法第三条第一項第四号 の政令で定める設備は、ガスを圧縮、液化その他の方法で処理する設備とする。

２　法第三条第一項第六号 の政令で定める電気工作物は、発電、変電又は送電のために設置する電気工作物並びに電気の使用のために設置する変圧器、リアクトル、開閉器及び自動しゃ断器であって、ガスを圧縮、液化その他の方法で処理するものとする。

３　法第三条第一項第八号 の政令で定める高圧ガスは、次のとおりとする。

一　圧縮装置（空気分離装置に用いられているものを除く。次号において同じ。）内における圧縮空気であって、温度三十五度において圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）五メガパスカル以下のもの

二　経済産業大臣が定める方法により設置されている圧縮装置内における圧縮ガス（第四号に規定する第一種ガス（空気を除く。）を圧縮したものに限る。）であって、温度三十五度において圧力五メガパスカル以下のもの

三　冷凍能力（法第五条第三項 の経済産業省令で定める基準に従って算定した一日の冷凍能力をいう。以下同じ。）が三トン未満の冷凍設備内における高圧ガス

四　冷凍能力が三トン以上五トン未満の冷凍設備内における高圧ガスであるヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。）又は空気（以下「第一種ガス」という。）

五　液化ブロムメチルの製造のための設備外における当該ガス

六　オートクレーブ内における高圧ガス（水素、アセチレン及び塩化ビニルを除く。）

七　フルオロカーボン回収装置（回収したフルオロカーボンの浄化機能又は充塡機能を有するものを含む。）内におけるフルオロカーボンであって、温度三十五度において圧力五メガパスカル以下のもののうち、経済産業大臣が定めるもの

八　内容積一リットル以下の容器内における液化ガスであって、温度三十五度において圧力〇・八メガパスカル（当該液化ガスがフルオロカーボン（第四号の経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。）である場合にあっては、二・一メガパスカル）以下のもののうち、経済産業大臣が定めるもの

九　第一項に規定する設備内における高圧ガスであって、当該設備内のガスの容積（温度零度、圧力零パスカルの状態に換算した容積をいう。）が〇・一五立方メートル以下のもののうち、経済産業大臣が定めるもの（第一号から第四号まで及び第六号から前号までに掲げるものを除く。）

⑶　一般高圧ガス保安規則（抜粋）（改正：平成 28 年 11 月 1 日 経済産業省令 105 号）

（検査を要しない輸入高圧ガス）

第四十六条　法第二十二第一項第三号の経済産業省令で定める緩衝装置は不活性ガス又は空気を封入したものであって、その作動時における内部のガスの圧力が設計圧力（当該装置を使用することができる最高の圧力として設計された圧力をいう。）を超えない構造であり、かつ、再充塡できない構造であるものとする。

２　法第二十二条第一項第四号の経済産業省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる基準に適合する自動車用エアバックガス発生装置における高圧ガスを輸入する場合

イ　毒性ガス以外のガスであって経済産業大臣が定めるものが封入してあること。

ロ　作動時におけるガスの圧力が設計圧力を超えない構造であること。

ハ　再充塡できない構造であること。

ニ　法第四十四条四項の容器検査における容器の規格と同等以上の自動車用エアバック発生器の規格に適合するものであること。

二　自動車と一体として設計され、かつ、自動車又は自動車用部品に組み込まれている消火器内における不活性ガスを輸入する場合

三　高圧ガスを燃料として使用する車両に固定された容器（当該車両の燃料の用に供する高圧ガスを充塡するためのものに限る。）内における高圧ガスを輸入する場合

四　国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器内における高圧ガスを輸入する場合

五　航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 10 条の規定に適合する容器内における高圧ガス

（高圧ガス保安法及び関係政省令の運用と解釈について）（内規）

⑵一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について　抜粋　第４６条関係）

（改正　20170718 保局第 1 号　平成 29 年 7 月 25 日）

第４６条関係

第１項及び第２項第１号ロ中「作動時における内部のガスの圧力が設計圧力（当該装置を使用することが出来る最高の圧力として設計された圧力をいう。）を超えない構造」には次のものが含まれる。

（１）規則第６条第１項第１９号に規定する安全装置が取り付けられているもの
（２）ピストン式のものであって、ピストンの可動範囲が機械的に限られている等、高圧ガスが封入されている部位の内容積が一定以上に小さくならない構造であるもの
第２項第１号ニ中「法第四十四条第四項の容器検査における容器の規格と同等以上の自動車用エアバッグガス発生器に係る規格に適合するものであること。」とは、アメリカ合衆国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国の自動車用エアバッグガス発生器の規格（EU 指令に基づきドイツ連邦共和国、フランス共和国、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国が採用する自動車用エアバッグガス発生器に関する EN 規格又は ISO 規格を含む。）に適合するものであることをいう。

（通達）

高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて

（制　定 20180222 保局第４号 平成 30 年２月 27 日））
（改　正 20201218 保局第１号 令和２年 12 月 25 日）

１．高圧ガス保安法の適用除外となる輸入高圧ガスの範囲

（１）高圧ガス保安法（昭和２６年法律第２０４号。以下「法」という。）では、高圧ガスが封入されていない容器、機器類の輸入については、輸入に際して法の適用を受けることはない。高圧ガスの定義は法２条のとおりであり、圧縮ガスの場合であれば１メガパスカル未満である圧縮ガスは高圧ガスではない。

法第３条第８号の規定により災害の発生のおそれのない高圧ガスとして、高圧ガス保安法施行令（平成９年政令第２０号）により定められたものは法の適用除外となる。具体的には、ガス量が０．１５立方メートル以下のもののうち、高圧ガス保安法施行令関係告示（平成９年通商産業省告示第１３９号。以下「政令関係告示」という。）第４条の２第２号に規定するエアバッグ内の高圧ガスである。

当該高圧ガスを輸入しようとする者（以下「輸入者」という。）は、自ら、政令関係告示の規定（以下「高圧法適用除外要件」という。）に合致していることを確認しなければならない。

なお、エアバッグとは、自動車用、着衣型エアバッグ、救命胴衣、電動車いす等に装着して使用するエアバッグ等をいう。

（２）エアバッグガス発生器に係る高圧法適用除外要件は次のとおりである。
（なお、２．②に規定する自動車用エアバッグガス発生器内の高圧ガスは除く。）

① 内容積が１００ミリリットルを超える場合
（イ）製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和五十年通商産業省告示第２９１号。以下「製造細目告示」という。）第１２条の１６第１号イに適合する高圧ガスであつて毒性を有しないものが封入してあること。
（ロ）作動時における内部のガスの圧力が設計圧力を超えない構造であること。
（ハ）法第４４条第４項の容器検査における容器の規格又は同等以上の検査における容器の規格に適用するものであること。

② 内容積が１００ミリリットル以下の場合は、製造細目告示第１２条の１６第１号イに適合する高圧ガスであつて毒性ガス以外のものが封入してあること。

２．都道府県知事の検査を要しない輸入高圧ガスの範囲

（１）一般高圧ガス保安規則（昭和４１年通商産業省令第５３号。以下「一般則」という。）第４６条（検査を要しない輸入高圧ガス）に規定する機器類内の高圧ガスについては、法第２２条に基づく輸入検査を要しない。ただし、次に掲げるもの（商品見本、当該商品の性能試験を行うための試験品等の販売の用に供しないもの又は個人用貨物（自動車の個人輸入の場合及びこれに準ずる場合を含む。以下「販売の用に供しないもの又は個人用貨物」という。）を除く。）にあっては、輸入者が自ら一般則第４６条第１項又は第２項第１号、第２号、第４号若しくは第５号の規定（以下「輸入検査適用除外要件」という。）に合致していることを確認したものであること。

① 緩衝装置（椅子用リフター、自動車用ショックアブソーバ、エア・サスペンション、ドアクローザー等）内の高圧ガス（以下「緩衝装置」という。）、

② 封入ガス量が０．１５立法メートルを超える自動車用エアバッグガス発生器内の高圧ガス（以下「自動車用大型エアバッグガス発生器」という。）

③ 消火器（自動車と一体として設計され、かつ、自動車又はその部品に組み込まれているもの（自動車に設置される当該消火器の交換品として自動車又はその部品に組み込むためのものを含む。）に限る。）内の高圧ガス（以下「消火器」という。）

④ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器（以下「相互承認容器」という。）内の高圧ガス

⑤ 航空法（昭和２７年法律第２３１号）第１０条の規定に適合する容器（以下「航空法容器」という。）内の高圧ガス

（２）上記（１）⑤に定める航空法容器は航空機用消火器等であり、装備品、交換品として航空機又はその部品に搭載されるためのものである。なお、同法第２条第１項の航空機内における高圧ガスについては、法第３条第５号により同法の適用を受けない。また、航空機用の救命胴衣は、通常、１．⑵の法の適用除外となるエアバッグに該当するところ、その場合には一般則４６条第２項第５号の対象とはならない。

３．通関の際の取扱い

（１）税関においては、緩衝装置、自動車用大型エアバッグガス発生器、消火器、相互承認容器又は航空法容器が輸入される場合は、輸入検査適用除外要件を満たしていることについて、輸入者に説明又は書類の提出を求め、適当であると認められる場合は通関を認める。なお、上記２．のとおり、販売の用に供しないもの又は個人用貨物については、書類の提出は不要として差し支えない。

① 緩衝装置、自動車用大型エアバッグガス発生器又は消火器が輸入検査適用除外要件を満たしていることを輸入者が確認し、これを説明する資料として、確認証明書（緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書（参考様式第１）若しくはその写し、自動車用大型エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書（参考様式第２）若しくはその写し又は自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書（参考様式第３）若しくはその写しをいう。以下同じ。）を提出させるので、これを確認されたい（なお、確認証明書に準じて作成された書面にあっては、説明する資料と認めて差し支えない。）。この際、輸入検査適用除外要件を満たしているかどうかについて疑義が生じた場合は、必要に応じて、検査合格証、検査データ等の提出を求めること、規格適合マークの確認を行うこと、又は現物の確認を行うことは差し支えないが、自動車又は椅子等の製品に組み込まれている等の理由により現

物の目視確認が困難である場合は、製品に応じた合理的な方法で確認することとされたい。

なお、緩衝装置、自動車用大型エアバッグガス発生器又は消火器の型式により、輸入検査適用除外要件を満たしていることが証明されている場合は、同一型式のものは確認証明書等の提示を適宜省略することとして差し支えない。

② 相互承認容器を単体で輸入する場合にあっては、高圧ガス保安協会若しくは指定容器検査機関が発行した材料適合証明書若しくはその写し（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器を輸入する場合に限る。）、又は当該容器が輸入検査適用除外要件を満たしていることを輸入者が確認し、これを説明する資料として、相互承認容器輸入規制適用除外確認証明書（参考様式第４）若しくはその写しを提出させるので、これを確認されたい（なお、相互承認容器輸入規制適用除外確認証明書に準じて作成された書面にあっては、説明する資料と認めて差し支えない。）。この際、輸入検査適用除外要件を満たしているかどうかについて疑義が生じた場合は、必要に応じて、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（平成１０年条約第１２号）に付属する規則」（以下「協定規則」という。）第１３４号４．４．に定める協定規則第１３４号に適合している旨の記号（下図１）が当該容器に施されていること、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては、協定規則第１１０号７．４．に定める協定規則第１１０号に適合している旨の記号（下図２）が当該容器に施されていること、国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあっては、協定規則第１４６号４．４．に定める協定規則第１４６号に適合している旨の記号（下図３）が当該容器に施されていることを確認されたい。なお、相互承認容器を、車両に固定された状態で輸入される場合は、車両の型式承認において容器の適合性を確認済みであるため、通関の際は特段の確認を要しない。

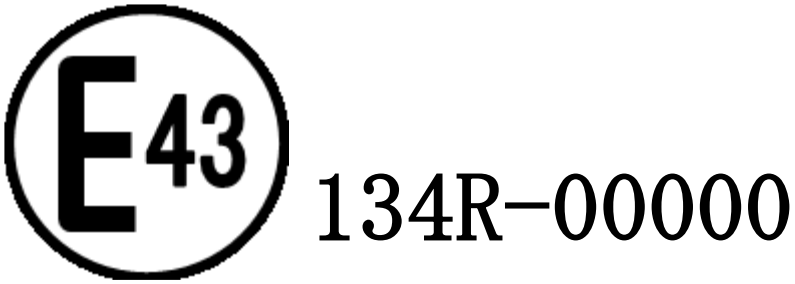

図１．協定規則第134 号に適合する記号の例（円の中の数字は国毎に定める固有の番号、円に続く数字は134、続く数字等は認可番号）

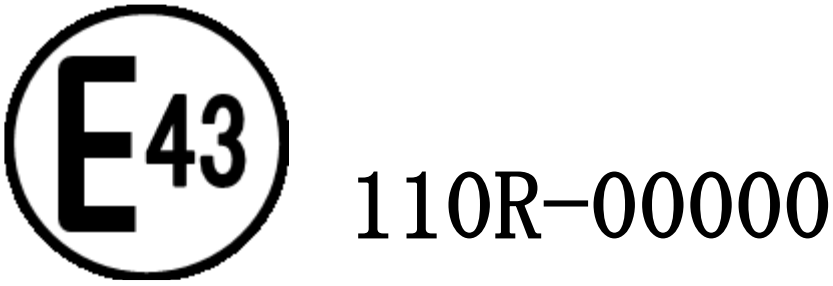

図２．協定規則第110 号に適合する記号の例（円の中の数字は国毎に定める固有の号、円に続く数字は110、続く数字等は認可番号等）

146R-00000

図３．協定規則第 146 号に適合する記号の例 （円の中の数字は国毎に定める固有の番号、円に続く数字は 146、続く数字等は認可番号）

③ 航空法容器については、当該航空法容器が航空機に搭載されるものであることを確認するため、輸出耐空証明書（AUTHORIZED RELEASE CERTIFICATE）又はその写し又は航空機メーカーの部品表（PARTS CATALOG）又はその写し等を確認することとされたい。

（２）緩衝装置、自動車用大型エアバッグガス発生器、消火器、相互承認容器又は航空法容器の輸入申告の審査に際して、輸入検査適用除外要件を満たすことについて疑いがあると認められる場合には、当該審査を行う税関が所在する都道府県の知事に確認願いたい。

（参考様式第１）

<table>
<tr><td colspan="5">緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書</td></tr>
<tr><td>品　　名</td><td></td><td>型式</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>項　　目</td><td>輸入する緩衝装置の概要</td><td colspan="2">適用除外要件</td><td>判定</td></tr>
<tr><td>用　　途</td><td></td><td colspan="2">圧力、荷重等の変動の吸収・
緩和、荷重の支持又は蓄圧用</td><td></td></tr>
<tr><td>ガ　ス　名</td><td></td><td colspan="2">不活性ガス又は圧縮空気</td><td></td></tr>
<tr><td>圧力制御方法</td><td></td><td colspan="2" rowspan="2">設計圧力を超えない構造</td><td></td></tr>
<tr><td>設計圧力での
安全性確認</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>再充塡構造</td><td></td><td colspan="2">再充塡できない構造</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス保安規則第４６条
（検査を要しない輸入高圧ガス）第１項に定められた基準に適合していることを確認
致します。
（確認年月日）
（輸入者の氏名又は名称）
（同住所、電話番号）</td></tr>
</table>

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（注）「判定」欄は、適用除外要件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。

（参考様式第２）

<table>
<tr><td colspan="5">自動車用大型エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書</td></tr>
<tr><td>品　　名</td><td></td><td>型式</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>項　　目</td><td>輸入する自動車用大型エアバッグガス発生器の概要</td><td colspan="2">適用除外要件</td><td>判定</td></tr>
<tr><td>充塡ガス名</td><td></td><td colspan="2">（イ）可燃性ガス（アセチレン、エチレン及び水素を除く。）中の酸素の容量が全容量の４％未満。
（ロ）酸素中の可燃性ガス（アセチレン、エチレン及び水素を除く。）の容量が全容量の４％未満。
（ハ）アセチレン、エチレン又は水素中の酸素の容量が全容量の２％未満。
（ニ）酸素中のアセチレン、エチレン及び水素の容量の合計が全容量の２％未満。
（ホ）一般高圧ガス保安規則第２条 第二項に規定される毒性ガスではない。</td><td></td></tr>
<tr><td>充塡圧力</td><td></td><td colspan="2" rowspan="3">作動時における内部のガスの圧力が設計圧力を超えない構造</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>容器の設計圧力（破裂版の破裂圧力）</td><td></td></tr>
<tr><td>作動圧力</td><td></td></tr>
<tr><td>再充塡構造</td><td></td><td colspan="2">再充塡できない構造</td><td></td></tr>
<tr><td>容器の基準と同等の規格</td><td></td><td colspan="2">自動車用エアバッグガス発生器に係る米国ＤＯＴ基準、ＥＮ規格又はＩＳＯ規格に適合していること。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス保安規則第４６条（検査を要しない輸入高圧ガス）第２項第１号に定められた基準に適合していることを確認致します。
（確認年月日）
（輸入者の氏名又は名称）
（同住所、電話番号）</td></tr>
</table>

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（注）①「判定」欄は、適用除外要件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。

②充塡ガス名の適用除外要件は（イ）～（ホ）をすべて満たすこと。

③自動車用エアバッグガス発生器に係る米国ＤＯＴ基準、ＥＮ規格又はＩＳＯ規格に適合していることが確認された場合は、充塡圧力、容器の設計圧力及び作動圧力については適用除外要件に適合しているものと判定して差し支えない。

（参考様式第３）

<table>
<tr><td colspan="5">自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書</td></tr>
<tr><td>品　　名</td><td></td><td>型式</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>項　　目</td><td>輸入する消火器の概要</td><td colspan="2">適用除外要件</td><td>判定</td></tr>
<tr><td>用　　途</td><td></td><td colspan="2">自動車と一体として設計され、かつ、自動車用部品に組み込まれている消火器（自動車に設置される消火器及び当該消火器の交換品として自動車又はその部品に組み込むためのものを含む。）</td><td></td></tr>
<tr><td>充 塡 ガ ス 名</td><td></td><td colspan="2">不活性ガス</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス保安規則第４６条（検査を要しない輸入高圧ガス）第２項第２号に定められた基準に適合していることを確認致します。
（確認年月日）
（輸入者の氏名又は名称）
（同住所、電話番号）</td></tr>
</table>

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（注）「判定」欄は、適用除外要件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。

（参考様式第４）

<table>
<tr><td colspan="4">相互承認容器輸入規制適用除外確認証明書</td></tr>
<tr><td>品名</td><td colspan="3">国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器
国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器
国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器</td></tr>
<tr><td>項目</td><td>輸入する容器の概要</td><td>適用除外要件</td><td>判定</td></tr>
<tr><td>用途</td><td></td><td rowspan="2">国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器（販売の用に供しないもの又は個人用貨物を除く。）にあっては、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が発行した材料適合証明書を取得していること。</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>材料適合
証明書番号</td><td></td></tr>
<tr><td>協定規則に適合している旨の記号</td><td>適合する協定規則の番号：
国番号：
認可番号：</td><td>協定規則を批准する国の適切な認可を取得した容器であること。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス保安規則第４６条（検査を要しない輸入高圧ガス）第2項第4号に定められた基準に適合していることを確認致します。
（確認年月日）
（輸入者の氏名又は名称）
（同住所、電話番号）</td></tr>
</table>

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（注）①「品名」欄は、いずれか該当する品名を記入すればよい。

②「判定」欄は、適用除外要件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。

③「材料適合証明書番号」欄は、材料適合証明書を取得している場合に限って記入すればよい。

（通達）

高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて

制定 20190606 保局第 11 号 令和元年 6 月 14 日
改正 20201218 保局第 1 号 令和２年 12 月 25 日

１．適用除外品としてみなす貨物の範囲

（１）本邦若しくは外国の検査機関、エアゾール容器、ガスライター用ボンベ、簡易ガスコンロ用ボンベ、冷媒用サービス缶等に充填されているガス（以下「エアゾール製品等」という。）の製造者（当該者の検査員を含む。）又は当該エアソール製品等を輸入しようとする者（以下「輸入者」という。）が試験成績書（高圧ガス保安法施行令関係告示（平成９年通商産業省告示第１３９号。以下「告示」という。）第４条第１号に係るものについては様式第１、告示第４条第２号に係るものについては様式第２、告示第４条第３号に係るものについでは様式第３による。以下「成績書」という。）を作成したエアゾール製品等であって、かつ、輸入者自らが、当該エアゾール製品等が高圧ガス保安法施行令（平成９年政令第２０号。以下「政令」という。）第２条第３項第８号及び告示第４条に定める適用除外要件に合致していることを確認したもの。

（２）商品見本等販売の用に供さないもの又は個人用貨物として税関が適当と認めたもの。

２．通関の際の取扱い

（１）税関においては、上記１．の（１）に掲げるエアゾール製品等の通関に際しては、輸入者が告示に定める要件に合致していることの確認を行った成績書又はその写しが添付されていること及び試験結果の「判定」の欄に「不適合」である項目がないことを確認のうえ通関を認める。

なお、成績書が提出されないか又は「判定」の欄が「不適合」である項目があるエアゾール製品等については、高圧ガス保安法第２２条に基づく都道府県知事が行う検査が必要であるので留意願いたい。

（２）昭和５８年１月３１日付５８立第１００号、平成３年７月４日付３立局第２１４号若しくは平成４年５月１２日付４立局第１６７号の通商産業省立地公害局長通達、平成９年３月２８日付平成０９・０３・２７立局第２号の通商産業省立地公害局長通達又は平成２８年１１月１日付２０１６１０２５商局第５号の経済産業省大臣官房商務流通保安審議官通達に基づく成績書又はその写しが添付されているエアゾール製品等については、従前どおり、通関を認めることとして差し支えない。

（３）上記１．（２）に掲げるエアゾール製品等については、税関への特段の書類の提出を不要とし、税関において妥当な数量と認めるものについて通関を認めることとして差し支えない。

（４）エアゾール製品等の輸入申告の審査に際して、告示に適合しない疑いがあると認められる場合及び疑義が生じた場合には、その都度、都道府県知事と協議願いたい。

（輸入検査の方法）

第四十七条　法第二十二条第四項の経済産業省令で定める輸入検査の方法は、次の表の上欄に掲げる検査項目に応じ、同表の下欄に掲げる方法とする。

検　査　項　目	輸 入 検 査 の 方 法
1　第四十五条の三に規定する高圧ガスに関する内容物確認試験	1　輸入をした高圧ガスの圧力、成分等を、分析、記録等により検査する。
2　第四十五条の三に規定する容器に関する安全度試験	2　輸入をした高圧ガスの容器の安全度を、法第四十四条第一項の容器検査の方法、記録等により検査する。

(3)　製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示　（改正；平成 26 年 9 月 17 日告示第 189 号）

（輸入高圧ガスに関する内容物確認試験等の基準）

第十二条の十六

液化石油ガス保安規則第四十五条の三、一般高圧ガス保安規則第四十五条の三及び冷凍保安規則第三十一条の三の経済産業大臣が定める高圧ガスに関する内容物確認試験及び容器に関する安全度試験は、次に掲げるものとする。

一　高圧ガスに関する内容物確認試験

イ　高圧ガスは、次に掲げるガスでないことを確認すること。

（イ）可燃性ガス（アセチレン、エチレン及び水素を除く。以下この号において同じ）中の酸素の容量が全容量の４パーセント以上のもの

（ロ）酸素中の可燃性ガスの容量が全容量の４パーセント以上のもの

（ハ）アセチレン、エチレンまたは水素中の酸素の容量が全容量の２パーセント以上のもの

（ニ）酸素中のアセチレン、エチレン及び水素の容量の合計が全容量の２パーセント以上のもの

ロ　内容物が輸入高圧ガス検査申請書に記載された内容と同一であることを確認すること

ハ　圧縮ガス（アセチレンを除く。）にあってはそのガスの圧力が充塡された容器の刻印等において示された耐圧試験圧力の五分の三（再充塡禁止容器にあっては五分の四）以下の圧力であり、液化ガスにあってはその質量が容器保安規則第二十二条の規定により計算した質量以下のものであることを確認すること。

二　可燃性ガス及び毒性ガスにあっては、再充塡禁止容器に充塡されていないことを確認すること。

ホ　アセチレンにあっては、アセトン又はジメチルホルムアルデヒドを浸潤させた多孔物質を詰めてある容器に充塡され、かつ、温度１５度においてその圧力が１．５メガパスカル以下のものであることを確認すること。

ヘ　シアン化水素にあっては、純度９８パーセント以上のものに、安定剤を添加したものであることを確認すること。

ト　酸化エチレンにあっては、その充塡された容器に、温度４５度において当該容器の内部のガスの圧力が０．４メガパスカル以上になるよう窒素ガス又は炭酸ガスが充塡されていることを確認すること。

チ　エアゾールにあっては、次に掲げる基準に適合することを確認すること。

（イ）エアゾール（殺虫剤の用に供するものを除く。）には、毒性ガスが使用されていないこと。

（ロ）人体に使用するエアゾール（第十一条に掲げるものを除く。）の噴射剤である高圧ガスは、可燃性ガス（第十一条の二に掲げるものを除く。）でないこと。

（ハ）次に掲げる基準に適合する容器に充塡されていること。

①　内容物が百立方センチメートルを超える容器は、その材料に鋼又は軽金属を使用したものであること。

②　金属製の容器にあっては、内容物による腐食を防止するための措置を講じたものであり、ガラス製の容器にあっては合成樹脂等によりその内面又は外面を被覆したものであること。

③　温度５０度における容器内の圧力の１．５倍の圧力で変形せず、かつ、温度５０度における容器内の圧力の１．８倍の圧力で破裂しないものであること。ただし、圧力１．３メガパスカルで変形せず、かつ、圧力１．５メガパスカルで破裂しないものにあってはこの限りではない。

④　エアゾール又はその他の用途に使用されたことのないものであること。

⑤　使用中噴射剤が噴出しない構造の容器にあっては、使用後当該噴射剤である高圧ガスを当該容器から容易に排出することができる構造のものであること。

⑥　温水試験槽でエアゾールの温度を４８度にしたときに、当該エアゾールが漏えいしないものであること。

⑦　容器の外面には、エアゾールを製造した者の名称又は記号、製造番号及び取扱い時に注意すべき事項（使用中噴射剤が噴出しない構造の容器にあっては、使用後当該噴射剤を当該容器から排出するときに注意すべき事項を含む。）が明示されていること。

（二）温度３５度において容器の内圧が０．８メガパスカル以下であり、かつ、エアゾールの容積が容器の内容積の９０パーセント以下であること。

二　容器に関する安全度試験

法第四十四条第四項の容器検査における容器の規格又はこれと同等以上の検査における容器の規格に適合するものであることを確認すること。

（高圧ガス保安法及び関係政省令の運用と解釈について）（内規）

(10)製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の運用及び解釈について　抜粋　第１２条の１６関係）

第２号中「これと同等以上の検査における容器の規格に適合するものであることを確認すること」とは、アメリカ合衆国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、オーストラリア連邦の高圧ガス容器の規格（EU 指令に基づきドイツ連邦共和国、フランス共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が採用する高圧ガス容器の EN 規格又は ISO 規格を含む。）に適合するものであることを確認することをいう。

※　再充塡禁止容器については、その規格に基づく耐圧試験又は破裂試験の成績書を添付してください。

単位の換算等

（１）単位換算

【質量(重量)】

kg	ｷﾛｸﾞﾗﾑ	Kg ＝ 0.001×g(グラム)
lb	ﾎﾟﾝﾄﾞ(lbs)	Kg ＝ 0.45359×lb
oz	ｵﾝｽ	Kg ＝ 0.028349×oz

【長　さ】

m	ﾒｰﾄﾙ	m ＝ 0.01×cm(ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ)
in	ｲﾝﾁ	m ＝ 0.0254×in
ft	ﾌｨｰﾄ	m ＝ 0.3048×ft

【体　積】

m^3	立法ﾒｰﾄﾙ	m^3 ＝ 0.001×ℓ
ℓ	ﾘｯﾄﾙ	ℓ ＝ 0.001×ml
mℓ	ﾐﾘﾘｯﾄﾙ	mℓ ＝ cm^3
cm^3	立法ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ	m^3 ＝ 0.000001×cm^3
in^3	立法ｲﾝﾁ	m^3 ＝ 16.387×0.000001×in^3　(ℓ ＝ 0.016387×in^3)
ft^3	立法ﾌｨｰﾄ	m^3 ＝ 0.028317×ft^3　(ℓ ＝ 28.317×ft^3)

【圧　力】

MPa	ﾒｶﾞﾊﾟｽｶﾙ	MPa ＝ 0.098067×kgf/cm^3
bar	ﾊﾞｰﾙ	MPa ＝ 0.1×bar
psig	ﾌﾟｻｲｸﾞ	MPa ＝ 0.006895×psig（大気圧下 MPa に換算）
atm	ｱﾄﾑ	MPa ＝ 0.101325×atm
psia	ﾌﾟｻｲｱ	MPa＝0.006895×psia−0.101325（絶対圧を大気圧下に換算）

【温　度】

℃（摂氏）	度シー	℃ ＝ 5/9×(℉−32)
℉（華氏）	度エフ	70℉ ＝ 21℃

（２）圧縮ガスの温度換算

$$\text{温度３５℃の圧力}\quad P_{35}=\left(\frac{273+35}{273+t_1}\right)\times(P_1+0.1013)-0.1013$$

この式において、P_{35}、t_1 及びP_1 は、次のとおり。P_{35}：温度 35℃の圧力（MPa）

t_1：充填時の温度(℃)　P_1：t_1℃での充填圧力(MPa)

（尚、P_0 温度０℃のときの圧力（MPa）は、分子 273+35 を 273+0 として計算する）

（３）質量から計算する圧縮ガスの体積

$$\text{圧縮ガスの体積}\quad Q=\frac{W}{\text{分子量}}\times 22.4$$

この式において、Q、Wは、次のとおり。

Q：標準状態（０℃、大気圧）における圧縮ガスの体積(m^3)　W：圧縮ガスの質量（kg）

※代表的な物質の分子量

・水素（H_2）　２　・ヘリウム（He）　４　・窒素（N_2）　２８

・酸素（O_2）３２　・空気　２９　・炭酸ガス（CO_2）４４

（４）高圧ガスの数量と充填圧力の関係

$$\text{高圧ガスの数量（1 本分）}=V\times(10\times P_0+1)$$

この式において、V、P_0は、次のとおり。

V：容器の内容積（m^3）　P_0：０℃の時の充填圧力（ＭＰａ）

付則

（制定、施行）

第１条　この手引きは平成１９年４月１日に制定し、同日より施行する。

（改廃）

第２条　この手引きの改廃は「輸入検査業務文書管理基準」に従う。

（運用）

第３条　この手引きのほか、別に定める諸規程をもって運用する。

添付資料（１）

検査対象Q＆Aチャート

高圧ガスとは

1）温度 35℃における圧力が1MPa以上となる圧縮ガス
2）温度 15℃における圧力が0．2MPa以上となる圧縮アセチレンガス
3）圧力が0．2MPaとなる場合の温度が 35℃以下である液化ガス
4）液化シアン化水素、液化ブロムメチル、液化酸化エチレン

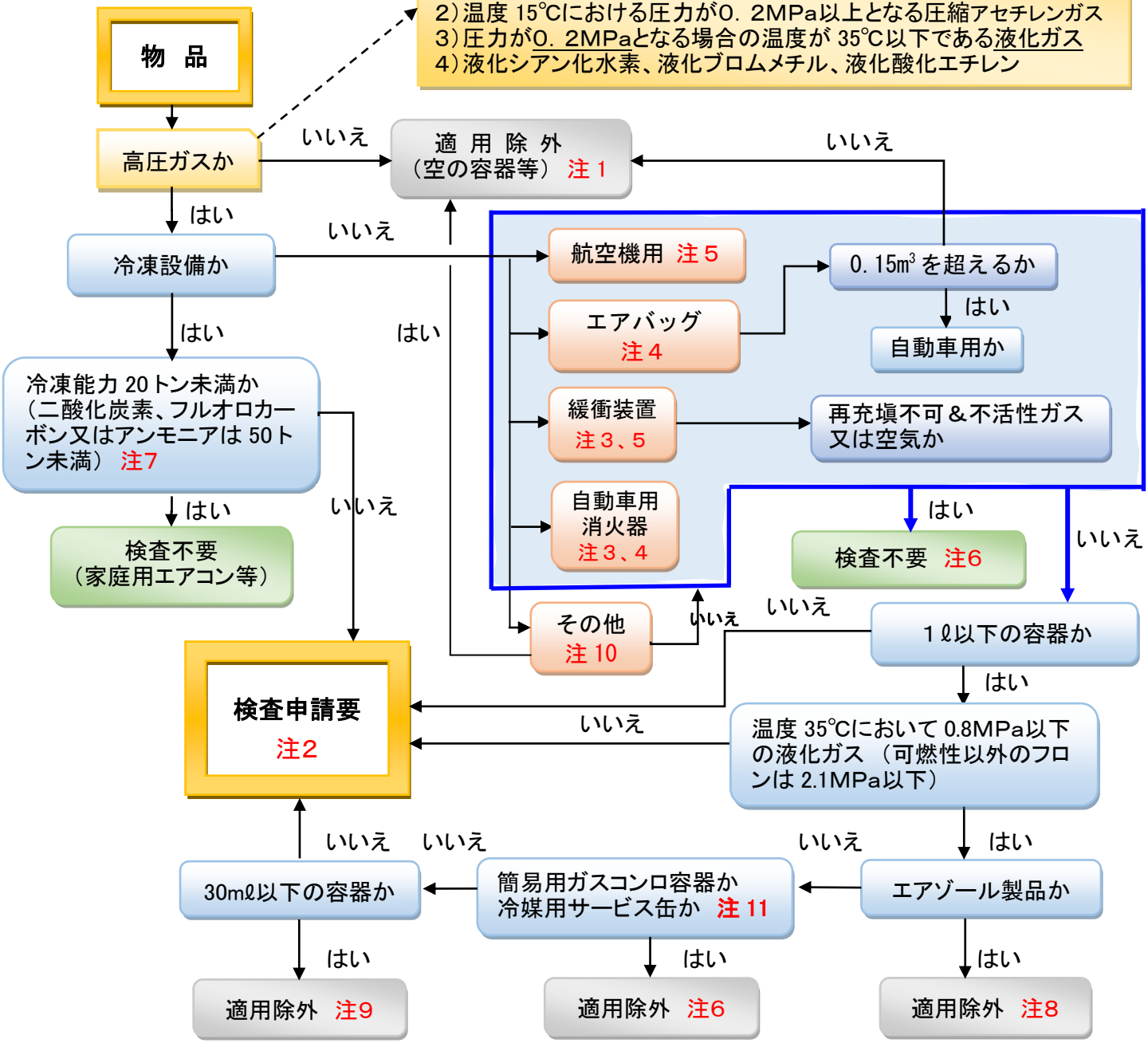

注1）高圧ガスが充塡されていない容器を輸入したときの輸入検査は不要。但し、輸入した容器に高圧ガスを国内で充塡する際には、容器検査が必要。　容器検査：高圧ガス保安協会　03-3436-6104
注2）100mℓ以下の容器及び密閉しないで用いられる容器については容器証明不要。(P4、10)
注3）高圧ガス保安法の「一般則 46 条第 1 項」参照、及び「高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取り扱いについて」（改正　20161025　商局第６号　平成 28 年 11 月 1 日）（P22）
注4）高圧ガス保安法の「一般則 46 条第2項第一号、二号、三号、四号」「液石則第 45 条の4」参照及び「政令告示第 4 条の2」
注5）航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 10 条の規定に適合する容器内における高圧ガス及び「高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取り扱いについて」（「一般則 46 条第 2 項第五号」）(P23)
注6）別途、税関へ証明書又は試験成績書の提出が必要。（自動車燃料用高圧ガスを除く）(P27)
注7）高圧ガス保安法及び関係省令の運用及び解釈について（内規）「冷凍保安規則第 31 条」関係による。（改正　20170718 保局第 1 号　平成 29 年 7 月 25 日）
注8）政令関係告示第 4 条参照　エアゾール製品の試験「（一社）日本エアゾール協会」 03-5207-9850
注9）充塡されたガスの化学作用によって変化しない容器であって、充塡された液化ガスに毒性ガスを含まないこと。(P4、31)（例　100円ガスライター等）
注 10）政令第 2 条第 3 項第九号の経済産業大臣の定めるもの （政令関係告示第 4 条の2）(P4)
注 11）政令関係告示第4条第1項第二号ロ．参照(P4)　　※（　）本文ページ

添付資料（2） ①-1 輸入検査申請書の記載要領

様式第27 （一般則第45条関係）

<table>
<tr><td rowspan="3">輸 入 検 査 申 請 書</td><td rowspan="3">一 般</td><td>× 整 理 番 号</td><td rowspan="3">記載しないで下さい。</td></tr>
<tr><td>× 検 査 結 果</td></tr>
<tr><td>× 受 理 年 月 日</td></tr>
<tr><td>名 称</td><td colspan="3">法人の場合は、商号又は法人名、個人の場合は個人名</td></tr>
<tr><td>事 務 所 （ 本 社 ） 所 在 地</td><td colspan="3">法人の場合は、登記上本社・本店又は主たる事務所の所在地、個人の場合は住所</td></tr>
<tr><td>高圧ガスの種類及び数量</td><td colspan="3">各ガスの名称ごとに総数量（圧縮ガスの場合は 0℃、0MPaG における容積 m3 に換算、液化ガスの場合は、質量 kg）とかっこ内に容器の本数を記入</td></tr>
<tr><td>陸 揚 地 及 び 陸 揚 年 月 日</td><td colspan="3">・陸揚地住所を記載
・陸揚年月日は、船舶又は航空機の入港日</td></tr>
<tr><td>貯 蔵 又 は 保 管 場 所</td><td colspan="3">略称（JAL、ANA、Fedex 等）
または住所</td></tr>
</table>

年 月 日 ※申請書を当協会に提出した日付

住 所

名 称

代表者の職名

代表者氏名

・法人の場合は、代表権を持つ者（代表取締役等）

・個人の場合は、申請者の氏名

一般社団法人 千葉県高圧ガス保安協会長 様

×検査職員確認印

備考 1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4すること。

2. ×印の項は、記載しないこと。

添付資料(2) ①-2 輸入検査申請書の記入例

様式第27 (一般則第45条関係)

<table>
<tr><td rowspan="3">輸 入 検 査 申 請 書</td><td rowspan="3">一 般</td><td>× 整 理 番 号</td><td></td></tr>
<tr><td>× 検 査 結 果</td><td></td></tr>
<tr><td>× 受 理 年 月 日</td><td></td></tr>
<tr><td>名 称</td><td colspan="3">〇〇株式会社</td></tr>
<tr><td>事 務 所 (本 社) 所 在 地</td><td colspan="3">千葉県千葉市中央区〇〇〇</td></tr>
<tr><td>高圧ガスの種類及び数量</td><td colspan="3">(1)液化アルシン 16. 0kg (4 本)
(2)圧縮酸素ガス 250. 0m^3 (5 本)</td></tr>
<tr><td>陸 揚 地 及 び 陸 揚 年 月 日</td><td colspan="3">〇〇航空上屋㈱ 成田保税蔵倉庫〇〇上屋ﾋﾞﾙ〇棟
成田市駒井野 〇〇〇〇
〇〇年〇〇月〇日</td></tr>
<tr><td>貯 蔵 又 は 保 管 場 所</td><td colspan="3">JAL または
〇〇航空上屋㈱ 成田保税蔵倉庫〇〇上屋ﾋﾞﾙ〇棟</td></tr>
</table>

〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 千葉県千葉市中央区〇〇〇

名 称 〇〇株式会社

代表者の職名 代表取締役社長 等

代表者氏名 高圧 瓦斯男

一般社団法人 千葉県高圧ガス保安協会長 様

×検査職員確認印

備考 1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4すること。

2. ×印の項は、記載しないこと。

添付資料（2） ②-1 輸入高圧ガス明細書の記載要領

様式第27の2（一般則第45条関係）

輸　入　高　圧　ガ　ス　明　細　書		
製品名		
使用目的		半導体産業向販売、自社工場で原料として使用等、具体的に
高圧ガスの圧力		（充塡圧力） ・充塡圧力をMPaで換算、その時の温度(℃)を付す ・圧縮ガスについては、35℃のときの圧力
高圧ガスの成分		（混合ガスでは成分、割合） ・有効数字小数点１桁まで（単位％） ・人為的に混入した場合には数量に係わらず全て記載
高圧ガスの数量		・容器1本ごとの数量 圧縮ｶﾞｽにあっては、0℃、0PaG における容積 m^3 を、液化ｶﾞｽの場合はkg ・容器の本数及び総数量 総数量が申請書の「高圧ｶﾞｽの種類及び数量」欄の総数量と同じであること １本ごとに（同じ場合は○m^3×△本）記入する
充塡事業所	名称	当該高圧ｶﾞｽを充塡した事業所の名称（英文表記可）
	所在地	その所在地（英文表記可）
容器の種類	容器規格名	当該容器の規格を記入（例 DOT）
	規格番号	当該容器の規格番号を記入（例 3AA1800）
	容器記号・番号	当該容器の番号すべてを記入、なおコンテナ容器の場合は運用番号記入 (容器数が多い場合は、別紙使用)
	耐圧試験圧力	当該容器の耐圧試験圧力を MPa で記入
	最高充塡圧力	当該容器の最高充塡圧力をMPaで記入
	内容積（又は内容量）	当該容器の内容積をＬまたは ℓ（ﾘｯﾄﾙ）で記入
容器製造所	名称	当該容器を製造した事業所の名称（英文表記可）
	所在地	その事業所の所在地（英文表記可）
連絡先	名称	輸入した事業所の名称
	部署・氏名	申請者が法人の場合は部署・担当者・連絡先、個人の場合は本人の連絡先
代行手続者	名称	代行者がいる場合は、代行手続きをする事業所の名称
	部署・氏名	その代行者の連絡先（部署、電話番号及び氏名）

備考　1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4すること。

2. 高圧ガスの圧力、高圧ガスの成分、高圧ガスの数量及び容器の種類の記載事項については、その内容を証明する書面を添付すること。ただし、当該容器に打刻されている刻印は又はと貼付それている標章により確認することができる記載事項については、この限りでない。

添付資料（2） ②-2 輸入高圧ガス明細書の記入例

様式第27の2（一般則第45条関係）

輸入高圧ガス明細書		
製品名		液化塩素
使用目的		半導体産業向け販売
高圧ガスの圧力		（充塡圧力） 0．67MPa、25℃
高圧ガスの成分		塩素 99．9％（混合ガスでは成分、割合）
高圧ガスの数量		一本当たりの数量： 49．0kg×3本 合計： 147kg C値＝0．80
充塡事業所	名称	○○ケミカル Co.
	所在地	アメリカ合衆国 ケンタッキー州 ○○○番地
容器の種類	容器規格名	DOT
	規格番号	3AA2400
	容器記号・番号	ABC－100、ABC－200、ABC－300
	耐圧試験圧力	2．5MPa
	最高充塡圧力	1．5MPa
	内容積（又は内容量）	40．0 ℓ
容器製造所	名称	○○シリンダー Co.
	所在地	アメリカ合衆国 テキサス州 ○○○番地
連絡先	名称	○○商事株式会社 千葉支店 千葉市中央区○○○番地 （電話043-○○-○○○○）
	部署・氏名	一般瓦斯事業部 ○○○課
代行手続者	名称	（株）○○○マリン 千葉市若葉区○○○番地 （電話043-○○○-○○○○）
	部署・氏名	海外事業部 ○○○課 高圧 次郎

備考 1．この用紙の大きさは、日本産業規格A4すること。

2．高圧ガスの圧力、高圧ガスの成分、高圧ガスの数量及び容器の種類の記載事項については、その内容を証明する書面を添付すること。ただし、当該容器に打刻されている刻印は又はと貼付それている標章により確認することができる記載事項については、この限りでない。

添付資料(3) ①輸入検査申請書様式 (一般高圧ｶﾞｽ保安規則 第 45 条)

様式第27 (一般則第45条関係)

<table>
<tr><td rowspan="3">輸 入 検 査 申 請 書</td><td rowspan="3">一 般</td><td>× 整 理 番 号</td><td></td></tr>
<tr><td>× 検 査 結 果</td><td></td></tr>
<tr><td>× 受 理 年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr>
<tr><td>名 称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事 務 所 (本 社) 所 在 地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>高圧ガスの種類及び数量</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>陸 揚 地 及 び 陸 揚 年 月 日</td><td colspan="3">令和 年 月 日</td></tr>
<tr><td>貯 蔵 又 は 保 管 場 所</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

令和 年 月 日

住 所

名 称

代表者の職名

代表者氏名

一般社団法人 千葉県高圧ガス保安協会長 様

×検査職員確認印

備考 1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4すること。

2. ×印の項は、記載しないこと。

添付資料(3) ②輸入検査申請書様式 (液化石油ｶﾞｽ保安規則 第 45 条)

様式第26 (液石則第45条関係)

<table>
<tr><td rowspan="3">輸入検査申請書</td><td rowspan="3">液石</td><td>× 整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>× 検査結果</td><td></td></tr>
<tr><td>× 受理年月日</td><td>年 月 日</td></tr>
<tr><td>名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事務所(本社)所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>液化石油ガスの数量</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>陸揚地及び陸揚年月日</td><td colspan="3">令和 年 月 日</td></tr>
<tr><td>貯蔵又は保管場所</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

令和 年 月 日

住 所

名 称

代表者の職名

代表者氏名

一般社団法人 千葉県高圧ガス保安協会長 様

×検査職員確認印

備考 1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4すること。

2. ×印の項は、記載しないこと。

添付資料(3) ③輸入検査申請書様式 (冷凍保安規則 第 31 条)

様式第18 (冷凍則第31条関係)

<table>
<tr><td rowspan="3">輸入検査申請書</td><td rowspan="3">冷凍</td><td>× 整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>× 検査結果</td><td></td></tr>
<tr><td>× 受理年月日</td><td>年 月 日</td></tr>
<tr><td>名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事務所(本社)所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>高圧ガスの種類及び数量</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>陸揚地及び陸揚年月日</td><td colspan="3">令和 年 月 日</td></tr>
<tr><td>保管場所</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

令和 年 月 日

住 所

名 称

代表者の職名

代表者氏名

一般社団法人 千葉県高圧ガス保安協会長 様

×検査職員確認印

備考 1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4すること。

2. ×印の項は、記載しないこと。

添付資料(4) ①輸入高圧ガス明細書様式 (一般高圧ｶﾞｽ保安規則 第 45 条)

様式第27の2 (一般則第45条関係)

輸入高圧ガス明細書		
製品名		
使用目的		
高圧ガスの圧力		(充塡圧力)
高圧ガスの成分		(混合ガスでは成分、割合)
高圧ガスの数量		一本当たりの数量: 合計:
充塡事業所	名称	
	所在地	
容器の種類	容器規格名	
	規格番号	
	容器記号・番号	
	耐圧試験圧力	
	最高充塡圧力	
	内容積(又は内容量)	
容器製造所	名称	
	所在地	
連絡先	名称	(電話)
	部署・氏名	
代行手続者	名称	(電話)
	部署・氏名	

備考 1. この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。2.高圧ガスの圧力、高圧ガスの成分、高圧ガスの数量及び容器の種類の記載事項については、その内容を証明する書面を添付すること。ただし、当該容器に打刻されている刻印は又は貼付されている標章により確認することができる記載事項については、この限りでない。

添付資料（4） ②輸入高圧ガス明細書様式 （液化石油ｶﾞｽ保安規則 第 45 条）

様式第26の2（液石則第45条関係）

輸入高圧ガス明細書		
製品名		
使用目的		
高圧ガスの圧力		（充塡圧力）
高圧ガスの成分		（混合ガスでは成分、割合）
高圧ガスの数量		一本当たりの数量: 合計:
充塡事業所	名称	
	所在地	
容器の種類	容器規格名	
	規格番号	
	容器記号・番号	
	耐圧試験圧力	
	最高充塡圧力	
	内容積（又は内容量）	
容器製造所	名称	
	所在地	
連絡先	名称	（電話　　）
	部署・氏名	
代行手続者	名称	（電話　　）
	部署・氏名	

備考　1. この用紙の大きさは、日本産業格A4すること。 2. 高圧ガスの圧力、高圧ガスの成分、高圧ガスの数量及び容器の種類の記載事項については、その内容を証明する書面を添付すること。ただし、当該容器に打刻されている刻印は又はと貼付それている標章により確認することができる記載事項については、この限りでない。

添付資料（4） ③輸入高圧ガス明細書様式 （冷凍保安規則 第 31 条）

様式第18の2（冷凍則第31条関係）

輸入高圧ガス明細書		
高圧ガスの成分		
冷媒ガス封入者	名称	
	所在地	
冷媒設備の種類	輸入を受けようとする設備の品名及び製造番号	
	設計圧力	
	気密試験圧力	
	耐圧試験圧力	
	安全装置の種類及び性能	
機器製造業者	名称	
	所在地	
連絡先	名称	（電話　　）
	部署・氏名	
代行手続者	名称	（電話　　）
	部署・氏名	

備考　1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4すること。

2. 高圧ガスの圧力、高圧ガスの成分、高圧ガスの数量及び容器の種類の記載事項については、その内容を証明する書面を添付すること。

添付資料(5) ①指定輸入検査機関輸入検査受検届書様式 (一般高圧ｶﾞｽ保安規則 第 45 条)

様式第28の3 (一般則第45条の2関係)

<table>
<tr><td rowspan="2">指定輸入検査機関
輸入検査受検届書</td><td rowspan="2">一般</td><td>× 整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>× 受理年月日</td><td>年 月 日</td></tr>
<tr><td>名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事務所(本社)所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>検査を受けた高圧ガスの種類及び数量</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>検査を受けた貯蔵又は保管場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>陸揚地及び陸揚年月日</td><td colspan="3">令和 年 月 日</td></tr>
<tr><td>輸入検査合格証の検査番号</td><td colspan="3">令和 年 月 日
(一社)千葉県高圧ガス保安協会 第 号</td></tr>
<tr><td>検査を受けた年月日</td><td colspan="3">令和 年 月 日</td></tr>
</table>

令和 年 月 日

住 所

名 称

代表者の職名

代表者氏名

千葉県知事又は指定都市の長 様

備考 1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4すること。

2. ×印の項は、記載しないこと。

添付資料(5) ②指定輸入検査機関輸入検査受検届書様式 (液化石油ｶﾞｽ保安規則 第 45 条)

様式第27の3 (液石則第45条の2関係)

<table>
<tr><td rowspan="2">指定輸入検査機関
輸入検査受検届書</td><td rowspan="2">液石</td><td>× 整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>× 受理年月日</td><td>年 月 日</td></tr>
<tr><td>名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事務所(本社)所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>検査を受けた
液化石油ガスの数量</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>検査を受けた貯蔵又は保管場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>陸揚地及び陸揚年月日</td><td colspan="3">令和 年 月 日</td></tr>
<tr><td>輸入検査合格証の検査番号</td><td colspan="3">令和 年 月 日
(一社)千葉県高圧ガス保安協会 第 号</td></tr>
<tr><td>検査を受けた年月日</td><td colspan="3">令和 年 月 日</td></tr>
</table>

令和 年 月 日

住 所

名 称

代表者の職名

代表者氏名

千葉県知事又は指定都市の長 様

備考 1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4すること。

2. ×印の項は、記載しないこと。

添付資料(5) ③指定輸入検査機関輸入検査受検届書様式 (冷凍保安規則 第 31 条)

様式第19の3 (冷凍則第31条の2関係)

<table>
<tr><td rowspan="2">指定輸入検査機関
輸入検査受検届書</td><td rowspan="2">冷凍</td><td>×整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>×受理年月日</td><td>年 月 日</td></tr>
<tr><td>名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事務所(本社)所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>検査を受けた高圧ガスの種類及び数量</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>検査を受けた貯蔵又は保管場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>陸揚地及び陸揚年月日</td><td colspan="3">令和 年 月 日</td></tr>
<tr><td>輸入検査合格証の検査番号</td><td colspan="3">令和 年 月 日
(一社)千葉県高圧ガス保安協会 第 号</td></tr>
<tr><td>検査を受けた年月日</td><td colspan="3">令和 年 月 日</td></tr>
</table>

令和 年 月 日

住 所

名 称

代表者の職名

代表者氏名

千葉県知事又は指定都市の長 様

備考 1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4すること。

2. ×印の項は、記載しないこと。

添付資料(6) 輸入検査合格証(一般、液石、冷凍)様式

規則名

一般:　様式 28(第 45 条関係)、

液石:　様式 27(第 45 条関係)、

冷凍:　様式 19(第 31 条関係)

割り印

様式○○　(第○○条関係)

輸　入　検　査　合　格　証	(規則名)
高圧ガスの種類及び数量 液化石油ガスの数量	(← 一般、冷凍則の場合) (← 液石則の場合)
輸入時の所有者名	
検査年月日 検査員氏名	年　月　日
検査番号	年　月　日 一般社団法人千葉県高圧ガス保安協会　○千高輸　第○号
備考	
一般社団法人千葉県高圧ガス保安協会　印	

添付資料(7) 会社住所　変更届書　参考様式（例）

令和　　年　　月　　日

一般社団法人　千葉県高圧ガス保安協会長　様

住　　所
会　社　名
代表者氏名
（代表権のある者）

会社住所変更届書

標記の件、下記のごとく住所が変更になりましたのでお届け致します。

記

１．変更前住所

２．変更後住所　（変更：　令和　　年　　月　　日）

以上

協会受付印